

I 計画の実施によってめざす子ども・子育て環境

安心・安全な子ども・子育て環境を将来にわたって持続可能なものとするため、市内22の中学校区を基本に、市立幼保施設の再編を進めながら、「(仮称)市立こども園」の設置を進めていきます。

また、「(仮称)市立こども園」では、就学前児童への教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たしていきます。

(1) 子ども本位の子ども・子育て支援の実施

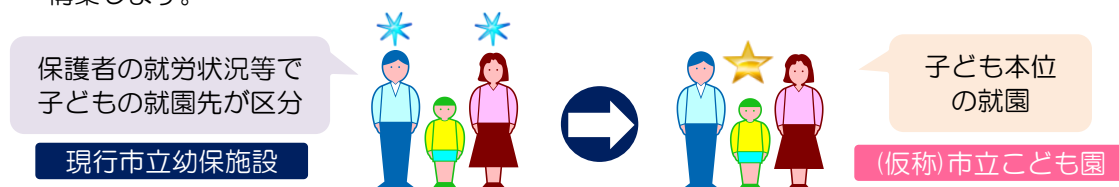
① 子ども本位の「(仮称)市立こども園」の構築

近年、全国的に少子化が進行していますが、本市もその例外ではありません。こうした中、核家族化や就労形態の多様化など子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、これに伴い、就学前の教育・保育に対するニーズも増加・多様化しています。

しかしながら、現状の市立幼稚園は園児数が減少し続けている一方、保育所の待機児童数は解消できていない状況にあり、子どもたちが集団生活の中で学び合い、育ち合うことが難しい状況にあります。(5・6頁参照)

そこで、次代を担う子どもたちにとって何が一番大切なのかを考え、市立幼保施設を再編し、一体化することと併せて、「(仮称)市立こども園」の設置を進め、子どもたちが保護者の就労等に関係なく入園でき、また、育ち合い、学び合い、仲間づくりの面でそれぞれの年齢に応じた適切な集団規模での教育・保育が実施できる環境を整備します。

また、私立幼稚園及び民間保育所の民間活力を最大限に活かし、希望する子どもが国・私立幼稚園、民間保育所及び「(仮称)市立こども園」のいずれかで受け入れることができる体制を構築します。



② 質の高い教育・保育の総合的な提供

「(仮称)市立こども園」において、就学前の教育・保育を総合的に提供していくことで、0歳児から5歳児の子どもたちは、お互いに生活を身近に感じたり、触れ合ったりしながら体験の幅をさらに広げ、集団生活を通じて社会生活に必要な習慣や態度を身につけていきます。

そのため、現在、市立幼稚園・保育所・認定こども園共通で活用している教育・保育カリキュラムを、さらに発達段階をおさえた保育内容や指導方法、小学校との円滑な接続などの観点から見直し、カリキュラム内容の一層の充実を図ります。

また、幼保を一体化した施設では、原則、「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方を持つ職員が子どもの教育・保育を担当することになります。このため、本市職員についても資格の併有化及び職種の一歩化を進めるとともに、幼稚園教諭と保育士間の人事交流や幼保合同研修を実施していきます。



③ 障がいのある子どもの教育・保育

発達障がいを含む障がいのある子どもが、周りの子どもたちと日常の生活を通して共に成長できる教育・保育を進めることが大切です。一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握した個別の指導計画を立てるとともに、保護者・関係機関(市の健康増進課、子ども発達センター、教育センター・通級教室(ことばの教室・きこえの教室・ステップ教室))と連携しながら、適切な環境と十分な配慮のもとに教育・保育並びに支援を行い、小学校への円滑な接続を図ります。

(2) 就学前児童の教育・保育の保障

人口が減少し、少子高齢化、核家族化が進行している中で、自治会などの加入率が低下するとともに、地域コミュニティが希薄化しています。これに伴い、地域コミュニティが担っていた役割や機能が損なわれることが懸念されますが、子育てに不安を持つ保護者や子育て支援・子どもの家庭環境に配慮等が必要な児童が増加している現状があります。

「(仮称)市立こども園」では、行政の役割として、希望するすべての就学前児童への教育・保育の提供を保障するため、児童虐待、養育困難、災害発生等のリスクが発生した時の緊急一時保護的な受け入れや福祉的配慮の必要性の高い児童の受け入れ態勢など、地域のセーフティネットとしての役割を果たします。

また、就学前児童数が少ないことなどの要因から、民間参入の難しい地域についても、集団生活を通して活動できる子どもの規模を一定程度確保することを考慮しながら「(仮称)市立こども園」の設置を進めます。

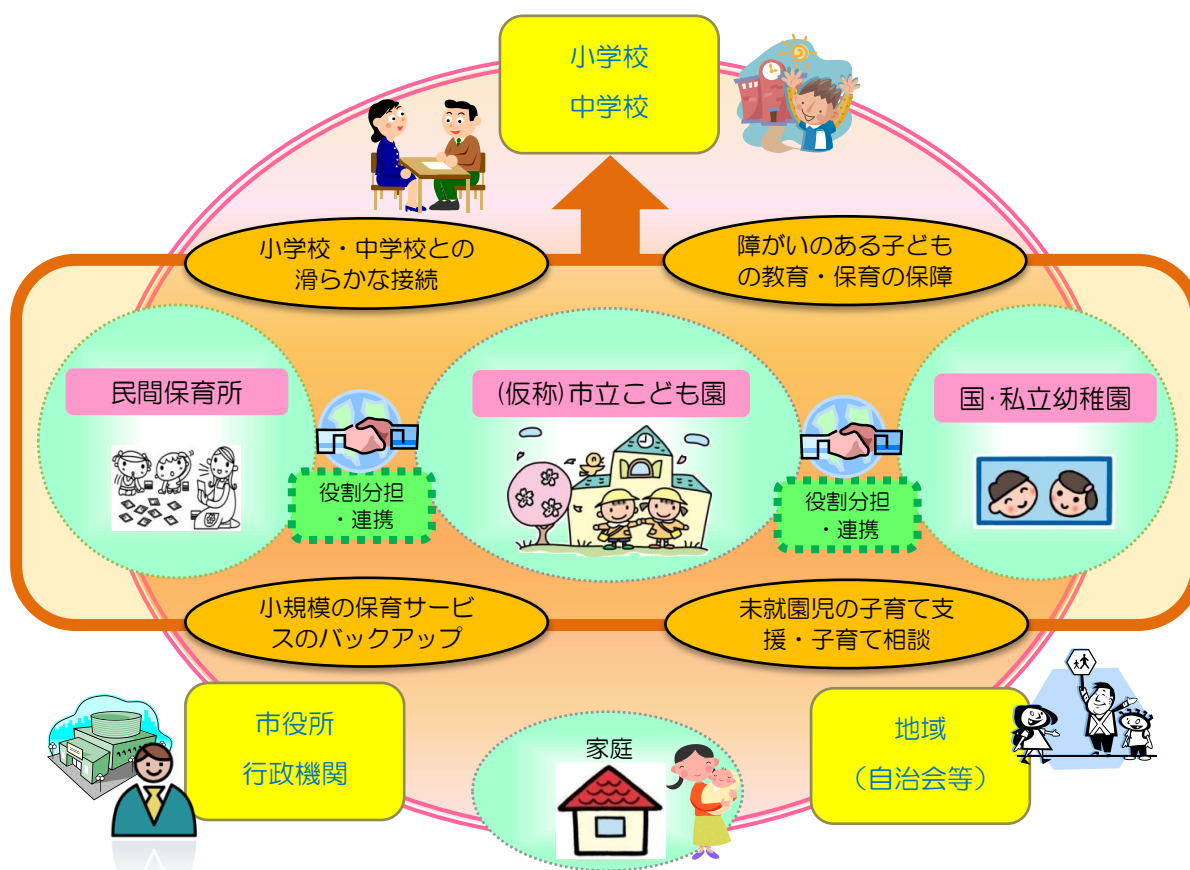
(3) 地域の子育て支援施策の拠点

「(仮称)市立こども園」については、市内22の中学校区を基本に設置していくことで、地域の子育て支援の拠点施設としても位置づけます。

専門性を高め、未就園児の子育て相談・支援機能を充実していくこと、さらには、地域や関連機関との連携強化を図るうえでの拠点となることで、子育て世代にとって安全・安心で魅力的な園づくりを進めます。

これにより、子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などの様々な子育て支援を実践する開かれた「(仮称)市立こども園」を実現します。

「(仮称)市立こども園」を拠点とした子ども・子育て環境のイメージ



(4) 再編による待機児童解消への取組

本市では、民間保育所の新設・増改築などによる保育所定員の拡大で、平成21～24年度で453名の定員増を行うとともに、25年度には民間保育所3園が新設されることから、さらに270名の定員増などを行う準備を進めています。

これに加え、市立の幼保施設を再編し、「(仮称)市立こども園」の設置を進めることで、これまで未使用となっていた幼稚園の余裕スペースを活用することや短時間と長時間利用の定員設定を柔軟に行うことが可能となることから、待機児童の解消へもつなげていきます。

また、幼保再編による施設整備や民間保育所の新設等だけでは、早期の待機児童解消が困難なことや、保育ニーズに応じた柔軟な対応も必要になること、待機児童の多くを0～2歳児が占めていること、将来的に少子化により施設数が過剰となる可能性も想定して、良質な「家庭的保育事業(いわゆる「保育ママ」)」等の小規模な保育サービスの制度についても「(仮称)市立こども園」と連携した実施をめざします。(【資料A】参照)

【資料A】

家庭的保育事業とは

「家庭的保育事業」とは、市長が認定した家庭的保育者(いわゆる「保育ママ」)が、仕事や病気などの理由で日常的に家庭で保育できない保護者に代わって、主に0～2歳の子どもを預かる制度です。

本市では、家庭的保育者に保育士有資格者等を充て、市立幼稚園の余裕教室等を利用しながら、保護者の方が安心して預けられる仕組みを検討・実施します。

(5) 市立幼保施設は再編することでこのように変わります！！

※【資料B・C】はイメージ図

① 基本的な1日のながれ

【資料B】に示すように「(仮称)市立こども園」では、従来の幼稚園としての保育を主として利用する「短時間利用児」と従来の保育所としての保育を主として利用する「長時間利用児」に区分して利用枠を設けて定員を定めます。

「共通時間」では、長時間利用児と短時間利用児が同じ学級で活動し、友達と夢中になって遊ぶ中で、成長や発達にとって必要な経験をします。

(【資料B・C】は、現行制度からのイメージ図であり、国が示す新制度の内容に応じて変わることがあります。)



【資料B】「(仮称)市立こども園」の基本的な1日のながれ(時間は目安)

時間	保育を必要とする 0・1・2歳児	3・4・5歳児	
		長時間利用	短時間利用
7:00		延長利用	
9:00	登園 保育	登園	登園
	昼食(給食)	昼食(給食)	昼食(給食)
	午睡	教育・保育(共通利用)	教育・保育(共通利用)
14:00	保育	(午睡)	降園
17:00		延長利用	延長利用
19:00	降園	降園	降園

※0歳児は月齢に応じて食事・睡眠の形態が変わります。

② 窓口の一本化

本実施計画に基づき、幼保一体化した「(仮称)市立こども園」への再編を進めるとともに、平成27年度には「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートする予定です。

そこで、市役所では、就学前児童に関する窓口を一本化し、多様化する市民ニーズに応えることができるよう、サービスをコーディネートできる体制の構築をめざします。

まず、市役所へご相談ください！



- ◇ 窓口一本化
- ◇ 利用調整
- ◇ 相談
- ◇ あっ旋

【資料C】年齢別再編効果早わかり表

[◎：実施、△：試行、一部実施、不定期実施、×：未実施]

本表で示す現行の施設状況からは、モデル設置している認定こども園の状況を除いています。

本表で示す現行の施設状況からは、モデル設置している認定こども園の状況を除いています。

0～2歳児

就園	就園先	◎ 市立保育所	就労なし	◎ ◎ ◎	現行水準	
	延長利用	△				
	給食	◎				
未就園	子育て支援	△	△	◎ 子育て支援(親子登園や子育て相談等)担当職員を配置		
◇民間保育所では、就園児に対して、延長保育や病後児保育等の多様な保育ニーズに対応したサービスを実施していますが、さらに未就園児に対しても、1歳から就学前までの児童を利用対象として一時預かりを実施しています。						

3歳児

就園	就園先	◎ 市立保育所	就労なし	×	◎ ☆共通の教育・保育☆	現行水準
	延長利用	△	×	×	◎	有料
	給食	◎	×	×	◎	有料
未就園	子育て支援	△	△	◎ 子育て支援(親子登園や子育て相談等)担当職員を配置		
◇民間保育所では、延長保育や一時預かり、病後児保育等の多様な保育ニーズに対応したサービスを実施しています。 ◇国立大学付属幼稚園、私立幼稚園では3年保育で、建学の精神に則った特色ある教育が実施されています。特に私立幼稚園においては、預かり保育に力を入れている園も多くあります。						

4～5歳児

就園	就園先	◎ 市立保育所	◎ 市立幼稚園	◎ ◎ ◎	現行水準	
	延長利用	△	△	◎		有料
	給食	◎	×	◎		有料
未就園	子育て支援	△	△	◎ 子育て支援(親子登園や子育て相談等)担当職員を配置		
◇民間保育所では、延長保育や一時預かり、病後児保育等の多様な保育ニーズに対応したサービスを実施しています。 ◇国立大学付属幼稚園、私立幼稚園では、建学の精神に則った特色ある教育が実施されています。特に私立幼稚園においては、預かり保育に力を入れている園も多くあります。						

◇市立幼保施設を再編することで、すべて「(仮称)市立こども園」へ移行しますが、今後、私立幼稚園や民間保育所なども認定こども園へ移行することが可能です。

◇「(仮称)市立こども園」は、義務教育と規定されているものではありませんので、4歳児や5歳児からの入園も可能です。

◇市立幼保施設の再編は、市内7つのゾーン、22の中学校区を基本として検討・実施しますが、民間施設を含め、本市には園区はありませんので、通勤時に便利なエリア等どの施設についても希望による申し込みが可能です。なお、「(仮称)市立こども園」では、1園あたり90人から170人程度の規模を標準として、施設ごとに定員を設定します。

◇利用料金については、現行制度の水準を基本として、所得階層区分ごと、利用時間の長短の区分ごとに定額・応能の負担となる予定です。

◇本頁でいう「就労あり」とは、保護者の就労や疾病などにより、長時間の保育が必要となる場合をいいます。